

勤労者労働総合相談センター

活用のご案内

企業に設置義務があるパワハラ相談窓口 御社の状況はどうか？

設置していない



違法です。相談窓口の設置は企業の義務です！

設置済みだが相談担当者の能力に問題がある



不適正です。能力がないと問題解決ができず大事件化も！

設置済みだが相談担当者の覚悟に問題がある



不適正です。承諾がなければ相談内容は上司にも極秘です！

設置済みで相談担当者の能力・覚悟に問題はない



相談担当者の業務・精神上的の負担は大丈夫ですか？

外部機関に相談業務を委託している



専門家が迅速・確実・丁寧に相談を行い解決を図ります！

年々深刻化する労務管理ワースト1のパワハラ問題。社内の相談窓口が充分機能せず、労働局調停、労働審判、裁判、合同労組との団体交渉等の、社外を巻き込む紛争となるケースは後を絶ちません。パワハラ問題が外部に出してしまうと、労使ともに時間・労力・費用を要し、気分を著しく害し、労働者の多くは会社を去ることとなります。

愛知県下の労働基準協会では、関連する社会保険労務士法人内に、「勤労者労働総合相談センター」を設立しております。企業の委託を受け労働者の相談代行をパワハラ専門家がを行い、パワハラ問題を大事件化せず、早期・円満解決します。ぜひともご活用願います。

実施 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会
社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング 勤労者労働総合相談センター

ご 案 内

パワーハラスメント、いじめ・嫌がらせは、都道府県労働局への民事上の相談、調停・あっせん件数が、長年にわたりワースト1で急増しており、労災保険精神障害の最多支給決定要因で激増しており、裁判も多発しております。防止のため労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が改正され、大企業は令和2年6月1日（中小企業は令和4年4月1日）から、相談窓口の設置等のパワハラ防止のための、雇用管理上の措置を講じることが義務となりました。パワハラ防止には労働者への教育、規定の整備等とともに、被害者の相談を適切に受けることが重要です。しかし、社内の相談窓口が充分機能せず、労使ともに後戻りできない深刻な紛争事例が多発しております。そこで、労働基準協会は関連社会保険労務士法人内に「**勤労者労働総合相談センター**」を設立しております。企業より委託を受け専門家が労働者の相談代行を行い、パワハラ問題を大事件化せず、早期・円満解決します。

もう一度お伺いします 御社のパワハラ相談窓口の状況はどうか？



違法です

企業には相談窓口設置等のパワハラ防止のための雇用管理上の措置を講ずる義務があります。法違反は行政からの指導を受け、パワハラ事案を発生させ、下記の**トラブル**となることがあります。

不適切です

相談担当者には、先入観を入れず相談者の話をゆっくり、最後まで傾聴する等の相談対応能力が必要です。担当者の能力不足は、相談者の信頼を失い下記の**トラブル**となります。

相談担当者の覚悟は？

×問題がある

不適切です

相談担当者には相談者に寄り添い、その秘密を、相談者の了解がなければ、上司・同僚にも漏らさない覚悟が必要です。この覚悟がないと、相談者の信頼を失い下記の**トラブル**となることがあります。

○問題はない

担当者の覚悟が懸念されます

能力と覚悟を持った相談担当者は相談者が安心して相談ができ、トラブルの可能性を減らせます。しかし、通常業務の中で対応するため、相談担当者自身の**業務負担とストレス**を高める可能性があります。

適切対応が可能と思われます

外部相談機関は、パワハラの特長が公正な立場で相談を行い、相談者も安心して相談ができ、労働者に良い制度です。また、企業との連携もスムーズにでき、大事件化を防げます。



パワハラ相談窓口！充分機能しないとどうなるの？ どえりゃあ事になります

<p>1. 労働者からの訴え</p> <p>最近では在職中の労働者も、賠償請求等を企業に行います</p>	<p>2. 行政指導・企業名公表</p> <p>行政は指導・勧告等ができ、悪質時は企業名を公表します</p>	<p>3. 都道府県労働局優越的言動問題調停会議の調停</p> <p>調停会議より通知がありパワハラ等の紛争を解決します</p>	<p>4. 地方裁判所労働審判</p> <p>民事問題を1回2時間3回で解決。和解金・代理人費用も高額に</p>	<p>5. 合同労組団体交渉</p> <p>労働のプロ。社外労組（ユニオン）との対峙を余儀なくされます</p>	<p>6. 裁判</p> <p>賠償額・費用・時間はとんでもないものに。裁判名は被告企業名が付されます</p>
<p>7. 労働者を守れない</p> <p>パワハラを解決できず、企業と深刻な紛争となり、労働者の多くは会社を去ることとなり、大事な社員を守れません。</p>		<p>8. 企業が損害を被る</p> <p>問題が外部に出ることが多く、時間・労力・費用を要し、気分を著しく害し、企業の名誉、社員の信頼まで失います。</p>			

パワハラ裁判事例

福井地方裁判所 平成26年11月28日 消火器販売等の会社に高卒で入社した新入社員が、上司から叱責のレベルを超えた人格を否定するような暴言を吐かれたことにより自殺した。裁判所は暴言は典型的なパワハラであり不法行為に当たるとし、損害賠償額として上司と会社に合計7261万円の支払いを命じた。

4. パワハラ等防止対策総合サポート事業

相談対応以外にも現在会社で実施中の措置に合わせて、下記の事業を組み合わせでご活用いただけます。

<p>(1)初期コンサルティング 今後の防止対策構築を行います。社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家が企業を訪問し、企業の組織、業務、実施中の措置等をお聞き、必要な対策を提案します。 【提案内容】 ①防止対策構築 ②トップメッセージ ③実態調査 ④懲戒規定等就業規則改定 ⑤社員研修 ⑥ルール周知 ⑦相談体制 ⑧相談等対応策 ⑨相談者・行為者フォロー対策 ⑩再発防止対策</p>	<p>(2)実態調査の実施 社員へのアンケート調査を実施し、結果を集計し、パワハラ・セクハラ等の実態を把握し、表に出にくい社員の意見をつかみ対策構築に役立ちます。</p>	<p>(3)就業規則改定・ルールの周知 就業規則を改定し、パワハラ・セクハラ防止手帳を作成し、トップメッセージ、該当行為、就業規則、相談先を記載し、社員に配布します。</p>	<p>(4)社員研修 専門講師を派遣し管理者・社員へ研修を行い、パワハラ・セクハラ等の理解を深め、防止対策を学びます。</p>
<p>(5)相談事例 事実関係確認 プライバシー、相談者・行為者の意向に充分配慮したうえで、相談事例の事実関係の確認を行い、確認事項を企業に報告します。</p>	<p>(6)相談事例への対応 相談者・行為者へのフォロー、行為者の配置転換懲戒処分、再発防止研修の実施等の対応のアドバイスを行います。</p>	<p>(7)再発防止対策の構築 相談事例に基づく今後の再発防止対策について、提案・アドバイスを行います。</p>	

サポート費用

※下記費用は消費税を含みます

初回のみ	(1)訪問コンサルティング (2)実態調査の実施 (3)就業規則改定・ルールの周知	110,000円	(2)実態調査は結果集計を依頼される場合は、従業員数100名ごとに3300円の費用が必要です。(3)ルール等の周知でパワハラ・セクハラ防止手帳等は原稿をお渡しますので、御社で印刷ください。
随時	(4)社員研修(相談センター活用時)	55,000円	1回1時間の費用です。研修資料は原稿をお渡しますので御社にて印刷ください。他のサポート事業と併せて活用された場合の費用です。
発生時のみ	(5)相談事例 事実関係確認 (6)相談事例への対応 (7)再発防止対策の構築	88,000円	(7)相談事例への対応の中の再発防止研修は、労働基準協会実施のハラスメント防止研修(1名6000円)のご受講となります。

中小企業格安セット活用 中小企業は(1)~(4)を併せてサポート費用は**55,000円**となります。社員研修は録画講義受講となります

5. お申込み・お問い合わせ

下記の各労働基準協会に連絡票をファックスいただくか、名北協会までメールをお送りください。折り返し実施機関よりお電話、ご訪問等で詳細を説明させていただきます。

お問い合わせ: 一般社団法人 名北労働基準協会 事業企画推進部 Tel 052-961-3655 Fax 052-961-9635
Email:roumu@meihokurouki.or.jp 実施機関: 社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング

申込先	(一社)名北労働基準協会	〒462-8575	名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014	名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋東労働基準協会	〒467-0863	名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
	豊橋労働基準協会	〒440-0874	豊橋市東松山町19 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
	岡崎労働基準協会	〒444-0831	岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一宮労働基準協会	〒491-0044	一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(一社)半田労働基準協会	〒475-0902	半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
	(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853	刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊田労働基準協会	〒471-0826	豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬戸労働基準協会	〒489-0805	瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津島労働基準協会	〒496-0044	津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江南労働基準協会	〒483-8164	江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西尾労働基準協会	〒445-0062	西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

勤労者労働総合相談センター等 連絡票

☐は該当項目にレを付してください

事業場名			連絡先	TEL()	—
事業内容	労働者数	人		FAX()	—
所在地	〒	検討されるサポート事業			
担当者職氏名	部署	氏名	様	☐相談センター活用 各種サポート ☐(1)~(3)初期コンサル等 ☐(4)社員研修 ☐(5)相談事例対応等	
連絡事項	☐電話 ☐訪問(月 日時頃)での説明を希望 確認事項			☐ハラスメント ☐メンタルヘルス ☐パートタイム労働者 ☐派遣労働者 ☐長時間労働者 ☐公益通報	